

京都大学医学部附属病院診療用放射線の安全利用のための指針

(令和2年2月6日制定)

(基本的な考え方)

- 第1条 本指針は、京都大学医学部附属病院医療放射線安全管理小委員会内規第8条に基づき、診療用放射線の安全利用（以下、「診療用放射線安全管理」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 診療用放射線安全管理については、高度で複雑な医療環境において、維持、管理するには組織的な取り組みが必要である。このため、本指針は京都大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が組織的に診療用放射線安全管理について検討し、患者に安全・確実な医療を提供することを目的とする。
- 3 診療用放射線安全管理について検討するにあたっては、厚生労働省医政局長通知（医政発0312第7号・平成31年3月12日：医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について）に基づき、患者の医療被ばくについて医学的手法の正当化及び放射線防護の最適化を図ることとする。

(病院長の責務)

- 第2条 病院長は、自ら診療用放射線安全管理体制を確保するとともに、医療放射線安全管理責任者を配置するにあたっては、必要な権限を委譲し、また、必要な資源を付与して、その活動を推進することで本院における診療用放射線安全管理に努める。

(診療用放射線安全管理に関する組織)

- 第3条 京都大学医学部附属病院における医療に関する安全管理規程第9条2項により医療放射線安全管理責任者に任命された者は、医療放射線安全管理小委員会（以下「委員会」という。）を統括する。
- 2 本院における診療用放射線安全管理は、委員会を中心に本院全体で取り組む。

(診療用放射線安全管理のための研修会)

- 第4条 診療用放射線業務に従事する本院職員（以下、「従事者」という。）は、

委員会が行う研修会への参加義務（年1回）を負う。

- 2 委員会は、別表1に定める項目を含む研修会を行う。
- 3 研修会の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）について記録管理する。

（診療用放射線の安全管理に係る安全の確保を目的とした改善のための方策）

第5条 委員会は、別表2に定める線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等（以下「管理・記録対象放射線診療機器等」という。）について、関係学会（日本医学放射線学会等）の策定したガイドライン等を参考に情報収集し、患者の医療被ばく線量管理及び線量記録を行う。

- 2 医療被ばくの線量管理は、患者の線量評価及び線量の最適化を目的として行う。
- 3 医療被ばく線量の記録は、患者の医療被ばく線量を適正に検証できる様式を用いる。
- 4 医療被ばくの線量管理及び記録方法の変更、管理・記録対象放射線診療機器等の新規導入・更新、及び放射線診療の検査手順の変更等があった場合には、必要に応じて指針又は指針内規の見直しを行う。
- 5 管理・記録対象放射線診療機器等以外の放射線診療機器等についても、必要に応じて医療被ばくの線量管理及び線量記録を行う。

（放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する有害事例等の事例発生時の対応）

第6条 医療被ばくに関連して患者に何らかの有害事例が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、これを認識した従事者は当該患者の担当医、医療安全管理室及び委員会に報告する。

- 2 委員会は、有害事例と医療被ばくの関連性の検証を行う。
- 3 委員会は、同様の有害事例が発生しないよう、改善・再発防止のための方策を立案し実施する。

（患者等との情報共有）

第7条 本指針を患者等が閲覧できるよう本院のホームページに公開する。

- 2 患者に対する説明は、当該診療行為のリスクに応じて適切に行う。患者への対

面での説明が必要な場合は、当該診療行為の実施を指示した医師が責任を持って対応する。放射線診療における正当化については、医師及び歯科医師が実施する。

- 3 患者に対する事前説明は、検査・治療に伴う被ばくにおける医学的な検査・治療の必要性（正当性）及び最適化等について行う。
- 4 放射線診療実施後に、患者から診療内容に対する質問を受けた場合には、当該診療行為を実施することを指示した医師が真摯に対応する。また、必要に応じて委員会の委員である医師、診療放射線技師、看護師から説明を行う。放射線診療における正当化についての説明は、医師及び歯科医師が実施する。説明内容は検査・治療に伴う被ばく線量とその影響の説明、医学的な検査・治療の必要性（正当性）の説明、及び必要な画像情報を得るために最適の放射線量であること（最適化）等とする。

（指針の見直し）

第8条 診療用放射線安全管理の推進のため、本指針及び指針内規を必要に応じて見直し、従事者への周知徹底を行う。

（その他）

第9条 この指針に定めるもののほか、診療用放射線安全管理に関し必要な事項は、委員会が指針内規として別途定める。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

医療被ばくの基本的な考え方に関する事項
放射線診療の正当化に関する事項
放射線防護の最適化に関する事項
放射線障害が生じた場合の対応に関する事項
患者への情報提供に関する事項

別表2

移動型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置
移動型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置
据置型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置
据置型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置
X 線 CT 組合せ型循環器 X 線診断装置
全身用 X 線 CT 診断装置
X 線 CT 組合せ型ポジトロン CT 装置
X 線 CT 組合せ型 SPECT 装置
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
診療用放射性同位元素